独立行政法人国立健康・栄養研究所 評価の視点(案)

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画
第1 中期目標の期間 平成23年4月1日から平成28年3月 31日までの5年間		. 10-1
第2 国民に対して提供するサービスその 他の業務の質の向上に関する事項	第 1 国民に対して提供するサービスその 他の業務の質の向上に関する事項を達 成するための措置	
通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。		
1. 研究に関する事項	1. 研究に関する事項を達成するための措 置	1. 研究に関する事項を達成するための措置
(1)国の生活習慣病対策等の施策として より効果的な反映が見込まれる研究に 関する事項	(1)国の生活習慣病対策等の施策として より効果的な反映が見込まれる研究に 関する事項を達成するための措置	
生労働省及び地方自治体等における健康づ くり施策に必要不可欠な科学的知見を集積	くり施策に必要不可欠な科学的知見を集積 し、発信することを目的として、以下の分	
ア 生活習慣病予防のための運動と食事の 併用効果に関する研究	ア 生活習慣病予防のための運動と食事の 併用効果に関する研究	ア 生活習慣病予防のための運動と食事の 併用効果に関する研究
	運動・身体活動や適切な食事による生活 習慣病の一次予防、身体活動や食事といっ た環境因子と遺伝的因子の相互作用の解 明、並びに運動と食事とによるテーラーメ ード予防法に関して、ヒトを対象とした試 験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特 に、安全で効果的かつ実効性のある一次予 防策開発に資する調査及び研究に特化・重 点化する。	
	活習慣病予防、運動と食事指導の併用効	①運動基準 2006 で示された身体活動量、運動量、体力の基準の妥当性について検討

中期目標	中期計画 23年度計画	2 3 年度業務実績
	文献的研究を実施する。	
	③食事摂取基準に資するために、様々な生	
	活習慣病と栄養摂取に関する文献的研究	
	を実施する。	
	(4) 「特定保健指導」における身体活動量評	
	価ならびに身体活動・運動介入のプログ	
	ラムを構築する。	
	(5)様々な特性(職業、運動習慣、生活環境、	
	年齢など)を有する成人および小児を対	
	象に、二重標識水法を用いて、1日当たり	
	の身体活動レベルおよび総エネルギー消	
	費量のデータを蓄積する。それにより、	
	食事摂取基準における推定エネルギー必	
	要量の改定に資する資料を提供する。平	
	成 23 年度は、特に座位中心の職業従事者	
	や中学生における身体活動レベルの評価	
	法を確立することを主な課題とする。	
	どを用いて、特に幼児・小学生の身体活	
	動内容(特に強度や歩行活動)を特定す	
	新り谷 (特に強度 (多) 1 右動 / を特定 9 日本 ること、身体活動がエネルギーバランス	
	に与える影響を検討することにより、肥	
	満の予防や解消に寄与する知見を獲得す	
	一個の子間に寄子する知光を接待す	
	つ。	
	ホート研究を実施し、食事・身体活動・	
	導効果について検討する。 	
	b ヒトを対象として、遺伝因子と各栄養 b 生活習慣病発症における遺伝、環境リ	
	素摂取量、身体活動量、エネルギー代謝 スクの相互作用の解明	
	等との関係を明らかにし、生活習慣病発 ①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で2	
	症の遺伝、環境リスクの相互作用を解明型糖尿病感受性領域としてマップされ、	
	する。 遺伝子の同定に至っていない染色体領域	
	の解析やGWASを用いて新たな2型糖尿病	
	感受性遺伝子を同定する。	
	②複数のコホート研究において、これまで	
	に明らかになった肥満や糖尿病関連遺伝	
	子の生活習慣病発症への寄与や、栄養・	
	運動や食習慣との相互作用について明ら	
	かにする。	
	70.12 / 300	
	c 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事 c 遺伝子改変動物等を用いたテーラーメ	
	指導によってメタボリックシンドローム 一ド予防法開発にむけた科学的根拠の	
	及び生活習慣病がいかに予防されるのか 提示	

4	中期計画	23年度計画 23年度業務実績
	を、遺伝子解析等による分子レベルでの 機序解明を試み、運動と食事指導による E活習慣病のテーラーメード予防法の 能に資する科学的根拠を提示する。	
	- 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一 - 一	
	自己評	定評価項目の評定
評価の視点等 「数値目標」 -	[数值目標	評価の視点等(案)

中期目標	中期計画	23年度計画	2 3 年度業務実績
イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養 疫学的研究	イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養 疫学的研究	イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養 疫学的研究	
	日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、そ	~ 1	
	れが健康に及ぼす影響について疫学的な調 査及び研究を行う。また、それらに基づく		
	食生活改善法の開発と施策への提言を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的 根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の		
	評価及び次期「健康づくり運動」策定への 応用を目指す。		
	a 栄養に関する実践において最も基本的 かつ重要な指針である「食事摂取基準」 について、平成25年度に予定される改	a 食事摂取基準策定のための栄養疫学研究及び基本的情報の収集 ①「食事摂取基準」に資するために、2010	
	定作業開始に向け、系統的レビューを平成24年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫	年版策定時までの関係基礎資料をすべて 収集・分類・解読し、データベースに登 録する。また、策定の効率化や内容向上	
	学的研究及び基本的情報の収集等を継続 的に行う。	を目的として、文献のエビデンステーブ ルを作成する。今後の策定や普及・啓発 事業において、当該データベースが十分	
		活用されるよう、ホームページへの掲載 および厚生労働省及び関係諸機関に必要 十分な資料や技術の提供を行う。	
		②「日本人の食事摂取基準」(2010年版) の普及・啓発事業に積極的に参画すると ともに、普及啓発のための、ホームペー	
		ジ・書籍・資料・パンフレット等を作成する。また、海外への発信も含めて、報告書や資料の英訳等を進める。	
		③食事摂取基準の策定に資する基礎資料を 得るための、ヒトを対象とした以下の栄	
		養疫学研究および実験栄養学研究を実施する。 ・地域在住高齢者及び介護施設入所者の栄	
		養摂取状況やビタミン・ミネラル栄養状態を調査する。 ・妊産婦の栄養摂取状態と骨代謝に関して、	
		横断的・縦断的に検討する。 ④栄養摂取状態の適切なアセスメント法を 開発するための研究を実施する。	
		⑤食事に関連する生体指標(バイオマーカー)を確立するために、栄養成分の健康 影響について以下の研究を実施する。	

中期目標中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
	・ビタミンA及びビタミンDに着目して分子レベルで検討し、生体指標としての可能性を探る。 ・閉経後女性を対象に、ビタミンK2の骨代謝マーカー及びその他の生体指標に及ぼす影響を検討する。	
b 「健康日本21」の最終 「健康づくり運動」の策定 果的で実効性のある運動・ グラムの開発と普及、国及 等の施策の推進に資する研 が重要であることから、こ 開発、国民健康・栄養調査 びデータ活用に資する検討	食事指導プロ び地方自治体 究を行うこと れらの手法の の機能強化及 民健康・栄養調査の機能強化とデータ利	
	自己評定評価項目(D 評 定
評価の視点等(現行)	新 年 の 担 上 笠 (安)	
評 価 の 視 点 等(現行) 	評価の視点等(案)	
[数値目標] 	 [数値目標] 	
 [評価の視点] ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与するものであるか。 ○ 日本人の食事摂取基準を策定(改定)するために有用な資料となるものであるか。 ○ 策定に有用な資料 (データベース)を作成・管理・公開しているか。 ○ 国や地方自治体が実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究につ 	 [評価の視点] ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ わが国の栄養疫学研究の進歩や健康づくり施策の推進に寄与ものであるか。 ○ 日本人の食事摂取基準を策定(改定)するために有用な資料とものであるか。 ○ 策定に有用な資料やデータベース等を作成・管理・公開してか。 ○ 国や地方自治体が実施する健康増進施策の立案や評価に用いたとができる客観的なデータとなっているのか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究 	なる いる るこ

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の 有効性評価及び健康影響評価に関する調 査研究		ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の 有効性評価及び健康影響評価に関する 調査研究	
	「健康食品」に含まれる食品成分の有効 性及び健康影響に関して、実社会における		
	使用実態等を把握するとともに、ヒトに対		
	する影響を評価する手法を開発する。その		
	結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わ		
	るリスクコミュニケーションに資するデー		
	タベースの更新及び充実を継続して行う。 		
		a 「健康食品」等の素材成分に関する情報	
	品の使用実態等の情報を収集・把握し、	収集及び健康影響に関する調査研究	
		①抗酸化物質を含有するいわゆる健康食品 等について、抗酸化力測定や消費者意識	
	関する調査研究を実施する。 また、「健康食品」摂取の安全性に関		
	しては、動物実験及び細胞実験等による		
	健康影響評価研究を実施し、これらに関	の大量摂取が健康に及ぼす影響について	
	する情報発信を行う。	調査する。	
		②微生物定量法が主たる分析法として設定	
		されている栄養成分に対する、効率的な	
		分析法の開発を行い、妥当性確認を行う。	
		また、測定成分の曖昧さにより分析法が	
		確立されていない成分に関して、三大栄	
		養素を中心に検討を行う。 ③「健康食品」の表示並びに「健康食品」	
		に含まれる微量栄養成分の栄養生理学上	
		の調査・研究を行う。	
		④疾病モデル動物における「健康食品」素	
		材の健康影響評価を行う。また、医薬品	
		の効果や安全性に対する「健康食品」素	
		材の影響を評価する。	
		⑤「健康食品」に利用されている成分の論	
		文情報を収集し、メタ分析等によりその	
		健康影響を評価する。	
		⑥食事条件との関連でダイエット関連のハ ーブの安全性を検討する。	
	b 「健康食品」に関する正しい知識の普	b 「健康食品」に関する公正な情報の提	
	及と健康被害の未然防止並びに拡大防止	供	
	を目的に、公正で科学的な健康食品の情	①『「健康食品」の安全性・有効性情報	
	報を継続的に収集・蓄積し、それらの情		
	報を効果的に国民に提供する。また、「健		
	康食品」の利用実態や有害事例に関連し	的な発信等に関連した調査研究を行う。	
	た調査研究を行う。	また妊婦のサプリメント利用に関する調	

	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
		査と情報提供を行う。 ②『特別用途食品・栄養療法エビデンス情報(fosdu)』のサイトについても掲載情報を更新する。	
		自己評定	平価項目〇 評 定
評価の視点	等(現行)	評価の視点等(案)
【数値目標】○ 健康食品の安全性・有効性情報デー6,000件以上維持できているか。	- タベースの閲覧が 1 日平均	【数値目標】○ 健康食品の安全性・有効性情報データベースの8,000件以上維持できているか。	関覧が1日平均
[評価の視点] ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 食生活や生活習慣など、健康を総合づけ、必要な情報提供ができているか。 ○ 情報発信はタイムリーに行われている ○ 国内外の健康食品関連情報を収集しのデータベース化した情報の活用状況 ○ 情報の提供や共有を図るための効果でいるか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価いては具体的な効果に関する将来展望が	。るか。 てデータベース化し、またそ が客観的に評価できるか。 的な取り組みが常に検討され する必要がある調査研究につ	 [評価の視点] ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮したづけ、必要な情報提供ができているか。 ○ 情報発信はタイムリーに行われているか。 ○ 国内外の健康食品関連情報を収集してデータベーのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評の情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みているか。 ○ 情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みているか。 ○ 研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要があいては具体的な効果に関する将来展望が示されているか。 	-ス化し、またそ (価できるか。 みが常に検討され 5る調査研究につ

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
エ 科学技術基本計画に沿って、研究機関 として独自性の高い基礎的・応用的研究 を行うこと。		とするた・他の研究機関における研究者との共同研	
オ 研究の成果をより広く社会に還元する ために、食育推進基本計画に資する調査 研究を推進し、専門家(管理栄養士等) への情報提供を行うこと。		き き き き き き き き き き き き き き き き き き き	
	E	自己評定	価項目〇 評 定
評価の視点	等(現行)	評価の視点等(案	<u> </u>
【数値目標】○ 高齢者の介護予防の観点から年1回以上、広く情報提供を行う。○ 効果的な栄養教育・食育について、職上行う。	以上のワークショップ <u>を開催</u> (数値目標]) 高齢者の介護予防の観点から年1回以上の <u>様々な図</u> ワークショップ <u>等に参画し</u> 、広く情報提供を行う。 〇 効果的な栄養教育・食育について、職能団体等への 上行う。	
 [評価の視点] ○ 研究の質は高く保たれているか。 ○ 独創的で、将来のシーズとなり得る。 ○ 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価いては具体的な効果に関する将来展望が ○ 食育推進会議等への参加により行政が 	研究が行われているか。 (する必要がある調査研究につ が示されているか。 (<u></u>	評価の視点] O 研究の質は高く保たれているか。 O 独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われて O 研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある いては具体的な効果に関する将来展望が示されている O 東日本大震災被災者への健康支援に寄与しているか O 食育推進会議等への参加により行政施策に寄与して	る調査研究につ らか。 <u>^。</u>

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
	(2)研究水準及び研究成果等に関する事 項を達成するための措置		
		文80報以上、口頭発表200回以上を 行う。 その際、原著論文については、インパ クトファクターが2.0以上の学術誌に、	

中期目標中期計画	Ī		2 3	年 度	計	画					2 3	年度業	務実績		
	自己評定							評価項目〇		評	定				
評価の視点等(現行)		評	価(の 視	J	点	等((案)							
諸平 1回 の 代兄 	とののののののがから、一次では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	と うとしら見らこと しま おに トが人けに。にのよ所 及 い査 フ掲ある関 係内るへ び て で で	読 ア戦にコナ る容報の 学 研付 クさり頭る 著・道社 術 究の 一る論表発 ・果数的 誌 果	学がことを知ること主 へがことを知る いいこと 引年知 説関し目 発 積に 以の度での 解る、の し 的	学 上 をと音 説新毎評 た に	論学 500度 年)度指 文表文 徳 より回関 15誌件と 、 れ	80 に とよす 04、以し 高 て す行 シー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	以上掲載されるこ 度ごとに <u>30</u> 報以上 る う。 一般講演を年間 <u>150</u> 上だう。 シラがある 設定する。 水準を確保してい	<u>)</u>						

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
イの健康・栄養関連の専門家を対象とした。セミナー、一般向けの講演会等を開催すること。	健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。 また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。 一般及び専門家からの電話、メール等による照会等に対し、適切に対応する。	イ 講演会等の開催 ①「日本人の食事摂取基準」(2010年版)の普及・啓発のための講習会等にひき講師を活動支援を行う。 ②一般向けの公開セミナー(第13回)をを社会に関係でで得られた成果を社会に関してでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	
ウ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。		ウ 開かれた研究所への対応 ・オープンハウス(研究所公開)を実施し、 運動実験施設等における体験コーナーや 食事・体力診断等を含めて、当研究所の 研究・業務内容をより多くの人々に身近 に知ってもらえるよう努める。また、 内見学等に積極的に対応し、小学生や中 高生が健康や栄養に関して高い関心を持 ち、正しい知識が普及出来る取り組みを 行う。	

<u>中期目標</u> 中期計画	23年度計画	2 3 年度業務実績
	自己評定評価項目〇	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
数値目標] 外部からの所内見学者を毎年度300名以上受け入れる。 食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年10回以上行う。 国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年5回以上実施する。 講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が70%以上得られるようにする。	[数値目標] ○ 外部からの所内見学者を毎年度300名以上受け入れる。 ○ 食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年10回以上行う。 ○ 国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年5回以上実施する。 ○ 講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が70%以上得られるようにする。	
評価の視点] ○ 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。 ○ 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。 ○ 講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。 ○ 講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。 ○ 専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。 ○ 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。 ○ 外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。 ○ 中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。 ○ 管理栄養士・栄養士等の専門家(再)教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。	 [評価の視点] ○ 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。 ○ 講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。 ○ 講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。 ○ 講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。 ○ 専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。 ○ 一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。 ○ 外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。 ○ 中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。 ○ 管理栄養士・栄養士等の専門家(再)教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。 	

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
(3)研究実施体制等の整備に関する事項	(3)研究実施体制等の整備に関する事項 を達成するための措置	(3)研究実施体制等の整備に関する事項 を達成するための措置	
ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。	的に行うとともに、重点化する調査研究 及び法定業務に研究業務費を適切に配分 し、確実な業務の執行に努める。		
イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。	に加え、新たな共同研究等を積極的に 推進するため、民間企業、大学等へ研 究所研究員を派遣するとともに、資質 の高い研究員を受け入れる。	イ 産学連携の推進 ①共同研究等を積極的に推進するため、民 間企業、大学等へ研究所研究員を派遣す るとともに、資質の高い研究員を受け入 れる。 ②研究所が所有する知的財産の活用、又は 所有する情報等を用いた共同研究を民間 企業及び大学等と積極的に行うことと し、年間に12件以上を目標とする。	
ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。	け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に	①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間100名程度受力を発展を発展を発展を表現の研究員を表現の研究所の研究員を表現を表現の持つ情報・技術等をは、研究所の持つ情報・技術等を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	

中期目標中期計画	2 3 年 度 計 画	2 3 年度業務実績
エ 調査及び研究の円滑な実施が図られる よう、適切な措置を講ずるとともに、他 機関との共同研究及び受託研究におい て、双方の研究施設及び研究設備の稼働 状況に応じた共同利用を図ること。 横関との共同研究等での外部 利用に供する。	るの研究実施 エ 施設・設備の有効活用 るとともに、 ①測定室、RI 室、動物飼育室、運動トレー 栄養研究所設 ニング室等の各プログラムで共同で使用 大学、他研究 する施設・設備については、効果的に研	
	自己評定評価項目C)
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
【数値目標】○ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100 名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間30 程度派遣する。○ 民間企業との共同研究を年間10件程度行う。	[数値目標]○ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100 程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間100 度派遣する。○ 民間企業との共同研究を年間12件程度行う。	
 [評価の視点] ○ 研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。 ○ 研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。 ○ 共同研究を積極的に実施しているか。 ○ 共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。 ○ 施設・設備を有効に研究に活用しているか。 ○ 研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。 	 [評価の視点] ○ 研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。 ○ 研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適に行われているか。 ○ 共同研究を積極的に実施しているか。 ○ 共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。 ○ 施設・設備を有効に研究に活用しているか。 ○ 研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発にわれているか。 	型切 ■

			T
中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニー ズ、国際協力等に関する事項	2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成する ための措置		
(1)健康増進法に基づく業務に関する事 項	(1)健康増進法に基づく業務に関する事 項を達成するための措置	(1)健康増進法に基づく業務に関する事 項を達成するための措置	
ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図る。	ては、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途(ただし、調査項	国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果発表までの期間の迅速化を図る。また、データ収集に携わる行政の担当者等に対して、技術講習、情報投供、研修教材等の提供、標準的な調査で、積極的などを通じて、積極的な技術支援を行う。さらに、健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト(名称:の効率化を目指した専用ソフト(名称:もの、)をアップデートして自治体へ	
	により収去した食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 上記の試験並びに特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術の確立した試験については、登録試験機関間における検査の精度管理に努める。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の		

中期目標中期計画	Ī		23 4	年度	計画					2 3	年度業務実績	
	自己評定					Ē	平価項目C		評	定		
評価の視点等(現行)		評	価の	視	点	等(案)					
 [数値目標] ○ 国民健康・栄養調査の集計について、すべての調査票の受理後、 7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出しているか。 ○ 特別用途食品試験について、分析技術が確立している食品成分に おいては、すべての検体において受理から回答までを2ヶ月以内に 行う。 	7ヶ月以内 〇 特別用途	内に集計 金食品記	├を完了し、 式験につい	. 厚生党 て、分析	が働省へ 折技術が	提出して 確立して	間査票の受理後 いるか。 こいる食品成分 ごを2ヶ月以内	シ に				
 [評価の視点] ○ 健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。 ○ 中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。 ○ 調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。 ○ 国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。 ○ 収去試験等の分析は適切に行われているか。 ○ 研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。 ○ 消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。 	施しのは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	生る可票庁東に倹り 庁施かで準わ・活等に になったい 栄用のお お	れた期間、 お精を いれ度 いる で いる で が る が る が る が る が る が る が の が る が る が る	予算の ないない られた も を も も も も も も と と り た り で り で り で り で り り り り り り り り り り	範囲内で 生計 は きまま は さま は は は は は は は は は は は は は は は は	で業務を原を客でで、後の高度を容をを表します。というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	高い集計業務を 遂行に配慮した でではいいでででは、 でででは、 でででである。 ででである。 でででは、 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででででできる。 でででできる。 ででできる。 でででででででででで	か。 ご取 建康				

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
る事項 ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を 設け、社会的・行政ニーズを把握するこ	る事項を達成するための措置 ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する	る事項を達成するための措置 ア 社会的・行政ニーズの把握 ①社会的ニーズを把握するため、健康・栄	
と 。	の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。	の意見を年6回ととくに対するには、変素を生くに対することができまた。とのでは、できまれて、対するには、対するには、対するに、対するには、対するには、があるには、があるには、があるには、があるには、があるには、があるには、があるには、があるには、があるが、は、ないのでは、が、ないのでは、が、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
イボームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。	ページやセミナー等の参加者を通じて把		

中期目標中期計画	2 3 年 度 計 画							23年度業務実績
	自己評定	Ē					平価項目〇	
評価の視点等(現行)		評	価 の) 視	点	等(案)	
 【数値目標】 ○ 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設け、連携を強化する。 ○ 関係機関等との情報及び意見交換は、年6回程度積極的に実施されているか。 ○ 行政部局との意見及び情報交換は、年1回以上適正に実施されているか。 	年6回程度 〇 関係機 ているか。	€設け、 関等との 。	連携を強 ^ん D情報及び	化する。 [、] 意見交換	は、年6回	回程度和	この意見交換会を 責極的に実施され Eに実施されてい	ı
[評価の視点]○ 国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。○ 社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。	は積極的	方自治(に実施 行政か	されている	らか 。			研究者の派遣等	

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	2 3 年度業務実績
(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務			
に関する事項	に関する事項を達成するための措置	に関する事項を達成するための措置	
アー国際協力の対象的な業務については	ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養	 アーアジア地域における学術的ネットワー	
政府関係部局との連携を強め、国際栄養		プログラス はない の子 間の ヤッドン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
協力体制を充実強化し、特にWHO研究		ついけん ①WHO研究協力センター(申請中)とし	
協力センターとして指定を受けて、アジ			
ア地域における国際貢献と学術的ネット		おける栄養、身体活動分野での調査・研	
ワークの構築を行うことにより、国際社	力体制を充実強化する。特にWHO研究	究ニーズの把握に努める。その一環とし	
会における役割を果たすこと。	協力センター(現在申請中)の機能とし	て、WHO等との協力関係を強化し、関	
	て、WHO西太平洋地域における栄養調	連する国際会議に研究員を派遣する。	
		②アジア諸国との間で、栄養学研究の発展	
	ガイドラインの策定等の技術支援を行 -	につながる共同研究及び人材育成を積極	
	う。	的に行う。研究交流を推進する観点から、 国際栄養協力若手外国人研究者招へい事	
	また、研究者養成及び共同研究の促進 を図るため、「国際栄養協力若手外国人		
	で囚るため、「国际未受励力石ナが国人 研究者招へい事業」により年間2名程度		
	の若手研究者に研究所での研修機会を提		
	供するとともに、アジア地域の研究者を		
	交えたシンポジウムの開催等を行い、ア	け入れた研修生との共同研究や情報提供	
	ジア地域における栄養学研究基盤の強化	などを引き続き推進する。	
	に寄与する。	③第5回アジア栄養ネットワークシンポジ	
		ウムを開催し、アジア諸国の研究機関と	
		の学術交流を通じたネットワークづくり ******	
		を進める。 ④GEMS/Food プログラム協力機関として、	
		国民健康・栄養調査の結果等、わが国の	
		食事調査データの発信に努める。	
		⑤アジア諸国における栄養士制度・栄養士	
		養成の現状について調査・検討を行う。	
		⑥当研究所の研究成果、わが国の栄養、運	
		動施策上の重要なガイドライン(食事摂	
		取基準、エクササイズガイド等)につい	
		て、英語版ホームページ上で情報発信す	
		るとともに、データ提供等の支援を行い、	
		海外からのニーズに的確かつタイムリー	
		に応える。	
 イ 産学連携の対外的な業務については、	 イ 政府関係部局との連携を強め、民間企	 イ 産学連携等による研究成果等の社会還	
政府関係部局との連携を強め、産学連携		一元	
推進機能の強化により、産学連携をより		・健康・栄養や食品開発等に関連する研究	
一層進め、研究成果の社会への還元と知		機関、民間企業等との共同研究や受託研	
的財産の獲得を目指すこと。	るとともに、知的財産の獲得を積極的に	究、特許等の実用化等により、当研究所	
	行う。	の研究成果やノウハウを具体的な商品開	
	また、調査及び研究の成果については	発やサービスを通じて、社会に還元でき	

中期目標中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
、それらが知的財産につながのスクリーニングを行い、中内に20件以上の特許等の出取得した特許権の実施を関 許権情報のデータベースを対 上に公開する。	期目標期間 ・宇宙航空研究開発機構(JAXA)と連携し は願を行う。 て立ち上げた「機能性宇宙食研究会」を 図るため、特 産学連携のもと発展させ、超高齢化社会	
	自己評定評価項目〇	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
 【数値目標】 ○ 「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。 ○ アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年2回以上積極的に実施しているか。 ○ 中期目標期間内に、20件以上の特許出願を行う(年間約5件程度の特許出願を行う) 	 【数値目標】 ○ 「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。 ○ アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年2回以上積極的に実施しているか。 ○ 中期目標期間内に、特許等の出願を年間約4件程度行う 	
 [評価の視点] ○ 若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。 ○ 海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。 ○ 研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。 ○ 特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。 ○ 知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。 	 [評価の視点] ○ 若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。 ○ 海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。 ○ 研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。 ○ 特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。 ○ 知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。 	

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	2 3 年度業務実績
(4) 栄養情報担当者(NR)制度に関す る事項	(4)栄養情報担当者(NR)制度に関す る事項を達成するための措置	(4)栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置	
認定制度については、既存の資格取得者の	栄養情報担当者(以下「NR」という。) 認定制度については、既存の資格取得者、 資格取得を目指している者及び栄養情報担 当者養成講座の取扱い並びに移管に伴う経 過措置等について検討し、第三者機関へ業 務を移管する。	認定制度については、第三者機関に移管 を行うための問題点について検討を行う とともに第三者機関との移管に向けた意	

	自己評定評価
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)
[数値目標] 〇 NRのフォローアップとして、年6回以上の研修会を開催する。 〇 今後5年間でさらに4,000名程度のNR認定者の輩出を行う。	[数値目標]
 [評価の視点] ○ NR認定試験の実施状況や養成施設の状況はどのようなものか。 ○ NR制度への研究所の関与のあり方を検討しているか。 ○ NR事務業務の見直しは、効率的かつ的確な業務ができるよう行われているか。 ○ NRの活動状況を適切に把握しているか。 ○ NR制度の認知度の向上、職域の拡大に適切に取り組んだか。 	 ○ 平成27年7月のNR制度の移管完了まで、資格既取し、移管等に係る情報を適切に提供してるか。 ○ 年度ごとのNR制度の移管に係る計画を作成し、円滑を進めているか。 ○ NR制度の移管先である第三者機関の受け入れ態勢にを行っているか。

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
3. 情報発信の推進に関する事項	3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	
(1)研究所として総合的な情報発信を行 うための体制を強化し、対外的な業務 の推進を図ること。		(1)総合的な情報発信及び対外的な業務の推進・外部に情報発信している複数のページについて、閲覧対象者ならびに研究所内の業務を考慮した見直しを行う。また、そのための委員会等の活動を充実させる。	
(2)研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。	(2)ホームページによって研究所の活動 状況を積極的に発信し、利用対象者を 考慮した掲載内容の充実に努める。 ホームページアクセス件数は、中期 目標期間中、毎年300万件程度を維 持させる。	・提供情報を利用する団体や組織との連携 を図ることにより、ホームページの閲覧	
	トピックス等を紹介したニュースレタ 一を年4回刊行する。	・研究所の活動及び研究業績については、 ホームページを介して迅速に情報提供するとともに、年1回研究報告としてまとめて刊行する。トピック的な内容については『健康・栄養ニュース』を年4回(季	
(4)研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報の提供は、ホームページ等を活用し積極的に行うことにより、その充実を図ること。			

中期目標中期計画	Į	23年度	計画		23年度業務実績	
	自己評定	Ē		評価項目〇		
評価の視点等(現行)		評価の視	点等	(案)		
 【数値目標】 ○ ホームページへの年間アクセス数を200万件、最新情報によるホームページの更新を年間2000件以上とする。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数として一日6000件以上を維持する。 	ムページ	ュページへの年間アクセス巻 ジの更新を年間 <u>3000</u> 件以上と データベースの閲覧件数とし	<u></u> とする。健康1	食品の安全性・有効		
 [評価の視点] ○ 研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。 ○ 内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。 ○ 発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、また更新頻度はどの程度か。 ○ 諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。 	O 内容を か。 O 発信さ 頻度はど	は果等の情報はタイムリーにをわかりやすく充実したもられる情報のコンテンツの話での程度か。 選等研究所運営に関する情報	のにする取約 平価は行われ ⁻	目に工夫は見られる		

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
第3 業務運営の改善及び効率化に関する	第2 業務運営の改善及び効率化に関する	第2 業務運営の改善及び効率化に関する	
事項	事項を達成するための措置	事項を達成するための措置	
通則法第29条第2項第2号の業務運営 の効率化に関する事項は次のとおりとす る。			
1. 運営体制の改善に関する事項	1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	1. 運営体制の改善に関する事項を達成す るための措置	
(1)研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、内部統制を強化すること。	つ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、内部統制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。	(1) 効率的な制織では、では、の内部のでは、の内部のでは、では、の内部のでは、では、の内部のでは、では、の内のでは、では、の方のでは、では、の方のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	
(2)研究企画及び評価に関わる機能及び 体制の強化を図り、研究業務の包括的、 計画的な実施を進めること。	研究分野からの情報や研究手法を積極 的に利用して戦略的な事業の立案・実 施を図る。	①研究部門間での連携を強め、戦略的な事	
		②研究企画委員芸を定期的に開催し、研究 部門間の相互の意思疎通を図るとともに 戦略的な事業の立案、推進に役立てる。	
(3)業務の確実な実施のため、各研究・	(3)調査及び研究業務の効率的かつ確実	(3) 円滑な組織運営のための業務の進捗	

中期目標	中期計画	2 3 年度計画	23年度業務実績
業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。	な推進を図るため、所内報告会等によ り各業務の進捗状況を把握し、適切な 評価を行い、その結果を計画的・効率 的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、 業務の進捗状況管理等の効率化を図 る。	管理及び評価 ①各研究室における研究及び業務については、各研究部長及びセンター長が研究を画委員会或いは運営会議で必要な報告を行う。 ②各研究部、センター及び研究室の研究・業務の進行状況等については年1日のを行う。 ③各研究・業務に関する内部進行管理をはいるの研究を年1日以上行う。 ④所内 LAN の活用により、業務の進捗状況管理を行うとともに、各研究部・センター間、事務部門との情報の共有を促進する。	
(4)法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。 (5)外部資金の獲得に積極的に取り組むともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。	開に関する法律(平成13年法律第1 40号)に則り、積極的な情報公開を 行う。		

中期目標中期計画	2 3 年 度 計 画	2 3 年度業務実績
	自己評定評個	頭目〇 評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
[数値目標] 一	[数値目標] —	
[評価の視点] ○ 役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。 ○ 研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。 ○ 内部進行管理及び評価は適切に行われているか。 ○ 適切な情報公開が行われているか。 ○ 適切な情報公開が行われているか。 ○ 設備の有効活用が図られているか。 ○ 関係の主がとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 [政・独委評価の視点等] 5 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)は適切に構築・運用されているか。 8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価 ○ 役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。 ○ 国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	[評価の視点] ○ 役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行強化されているか。 ○ 研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているが。 ○ 業務進行管理のための体制が整っているか。 ○ 適切な情報公開が行われているか。 ○ 設備の有効活用が図られているか。 ○ 設備の有効活用が図られているか。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業がないか等のであるが。 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業がないか等のであるが。 [政・独委評価の視点等] 5 内部統制 ○ 内部統制(業務の有効性及び効率性、財務報告の信動に関わる法令等の遵守等)は適切に構築・運用される。 8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についる。 ○ 投職員は法人の業務改善のためにイニシアティブをか。その具体的な取組はどのようなものか。 ○ 国家公務員の再就職のポストの見直しを図っている。員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指属託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見いるか。	かるか。 する効果が小 検証を行い、 頼性、業務活 ているか。 ての評価 発揮している か。特に、役 導されている

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	2 3 年度業務実績
2. 研究・業務組織の最適化に関する事項	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項 を達成するための措置	2. 研究・業務組織の最適化に関する事項 を達成するための措置	
(1)業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。	時期等を勘案しながら研究及び業務 チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟 に組織の見直し・改編を行うこととし 、研究所の組織や研究内容を国民によ り分かりやすくするため、従来のプロ グラム、プロジェクト体制を研究部、 研究室に改組する。 また、組織の見直し・改編後、毎年、	①研究所の組織や研究内容を国民にわかりやすくするため、従来のプログラム、プロジェクト体制を研究部、研究室体制に改組する。(別紙1のとおり)②研究部、センター及び研究室体制のほか、特別な研究及び業務については必要に応じて臨時にプロジェクトチームを組織することにより業務の効率的遂行を期す	
(2)民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究を排除して研究の効率化を目指すとともに、他の研究機関との連携のあった。 は、他の研究機関・研究の活性化を図ること。	を図る観点から、重複・類似する研究 を排除して研究の効率化を図る。他の 研究機関との連携のあり方について検 討を行い、研究員の連携・交流を進め、	府省等における調査研究との相互補完 を図る観点から、重複・類似する研究 を排除するとともに、当研究所の特長 を生かした研究を推進することによ り、研究の効率化を図る。他の研究機	

中期目標中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
	自己評定 評価項目〇	
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
[数値目標] -	[数値目標] 一	
 【評価の視点】 ○ 研究及び業務チームは適切に組織されているか。 ○ 非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。 ○ 実務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組: 国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	 【評価の視点】 ○ 研究及び業務チームは適切に組織されているか。 ○ 非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。 ○ 民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。 ○ 業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組:国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等 ○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 	

中期目標	中期計画	23年度計画	2 3 年度業務実績
3. 職員の人事の適正化に関する事項	3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	
(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく 業務に対して適切に職員を配置し、効 率的に研究業務を行うこと。なお、収 去食品の試験業務における民間登録試 験機関での試験導入に伴う要員の見直 し及び、研究所におけるNR認定制度 業務の廃止に伴う要員の合理化を図る こと。	対して適切に職員を配置し、効率的に 研究業務を行う。 なお、収去食品の試験業務における 民間登録試験機関での試験導入及びN	助員等を適切に配置するなど効果的な運	
(2)研究職員の個人評価の結果を昇 <u>給</u> ・ 昇任等、給与面に反映させること。	(2) 非公務員型のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇給・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。	①大学、民間企業等との多様な形態の連携	
(3)研究職員の流動化計画に沿って原則 公募制・任期制により採用を行い、研 究者層の向上を図ること。	る研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進	①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き則公募制、任期付の採用を行う。 ②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則る一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を	

	中期計画	23年	:度計画	23年度業務	実績
	能な限り行う。	すい環境づくりと クスタイム制の活	、研究業務に従事しや して、引き続きフレッ 開をはじめ、産休や育 度の活用を進める。		
(4)事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。		・事務職員について 党所の人事評 達成目標を設定さ 悪を行い、そ 標を含む業務全般 気映する。 含む総合的な人事 人面接を行い、直	でも、あらかじめ自己の させるとともに、達成目 はに対しての自己評価を 評価制度に基づき、個 で属上司及び総括上司の でする。評価の結果は、		
	※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、類 %を上限とする。 (参考1) 期末の常勤職員数45名 期末の常勤職員の常勤職員がある。 (参期間中の名の常力では、13の報子ののでは、13の額員では、13の額員では、13の額員では、14のでは	(以内) 総額 引(見込) 投員報酬並び 当、超過勤務 祭派遣職員給			
	3. 124.7 6 152.00	自己評定	評価項目〇	評 定	
	₩ / ТВ «		祖 上 竺 /安)		
評価の視点	寺(現仃 <i>)</i>	計 伽 の	視点等(案)		
評価の視点 [数値目標] -	寺(現 仃)	計 1回 0) 	祝		

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
4. 事務等の効率化・合理化に関する事項	4. 事務等の効率化・合理化に関する事項 を達成するための措置	4. 事務等の効率化・合理化に関する事項 を達成するための措置	
(1)業務の効率化を図るため、事務書類 の簡素化、電子化、事務作業の迅速化 を進めるとともに、定型的な業務でア ウトソーシング可能なものについては 外部委託を行うこと。	らに、定型的な業務で外部委託が可能	・業務の効率化を図るため、各種事務手続	
(2)事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。	者として必要な法令・知識を習得する	・事務職員の資質向上を図るため、業務上 必要とされる知識(知的財産、安全管理、 会計・契約等)の技術取得ができるよう、 自己啓発や能力開発のための研修に積極 的に参加させる。また、職員が働きやす く自己能力が最大限発揮できるよう、職	
(3)業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図ること。	(3)業務の効率化を図るため、業務・シ ステムの最適化を図る。	(3)業務システムの効率化 業務の効率化を推進するため情報総括 責任者(CIO)を中心に業務・システムの最適化・効率化を図る。	

	自己評定 評価項目〇
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)
[数値目標] 	[数値目標] 一
 [評価の視点] ○ 文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。 ○ 定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。 ○ 業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。 ○ 業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。 ○ 各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。 ○ こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。 	 [評価の視点] ○ 文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。 ○ 定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。 ○ 業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。 ○ 業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。 ○ 各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。 ○ こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
5. 評価の充実に関する事項	5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置	5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置	
(1)毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。		・各研究部、センター及び研究室の研究・	
(2)第三者による外部評価委員会により、 年度計画の事前及び事後評価を行うこ と。	(2)柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。	・外部の専門家等の評価者による外部評価	
(3)評価に関する結果は、ホームページで公開すること。	設・設備の改廃等を含めた予算・人材	①内部及び外部評価の結果はホームページ 上で公表するほか、評価結果の内容につ いては部や室の範囲にとどまらず、非常	
(4)研究職員について自己点検・評価を 行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。	を行うとともに、可能な限り客観的な 指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面 談を行い、適切かつ公平な評価を行う 。 さらに、評価の結果は各職員にフィ ードバックするとともに、所内イント	①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を充分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内 LAN による「業績等登録システム」を活用する。 ②各研究員の評価は、人事評価マニュアル	

中期目標中期計画	Ī	2 3	年度	計画		23年度業務実績
	自己評定				評価項目〇	
評価の視点等(現行)	Ē	評 価 (の 視	点等	(案)	
[数値目標] 一	[数値目標] 一					
[評価の視点]○ 内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながってい	[評価の視点] 〇 内部評価が	「適切に行わ	れ、研究業	美務の確実な	よ実施につながって	l)
るか。 〇 第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。	るか。 〇 第三者によ がっているか		切に行われ	ι、研究業剤	务の確実な実施につ	な
○ 内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。○ 研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。	〇 内部及び外	ト部評価の結り			こいるか。 評価が適切に行われ	ıT
○ これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、 研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築され ているか。					評価に適切に反映し ずる仕組みが構築さ	

中期目標	中期計画	23年度計画	23年度業務実績
6. 業務運営全体での効率化	6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置	6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置	
(1) 一般管理費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費は除く。)については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成すること。	(1) 一般管理費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。)については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として10%以上の削減を達成する。	係るもの。人件費は除く。)については、事務消	
(2) 人件費については、「簡素で効率的な政律と実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日)に基づき平成 18 年度からの 5 年間でした。	実現するための行政改革の推進に関する法律」 (平成 18 年法律第 47 号)、「経済財政運営と 構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日)に基づき平成 18 年度からの 5 年間で平成 17 年度を基準として 5%以上削減するとした 人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。 また、平成 24 年度以降の総人件費についても、 政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すとともに、毎年度 1 %以上の削減を 行う。ただし、以下の人員に係る人件費は、上述の人件費改革における削減対象から除外する。 ① 国からの委託費及び補助金により雇用	ついては、適正な人事配置に努め、平成 22 年度実績に比べ 1 %以上の削減を図る。 また、給与水準についても平成 21 年度のラスパイレス指数(地域・学歴勘案)が 97.4 であること	
(3)業務経費(運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。)については、中期目標期間の最終年度までに、平成22年度を基準として5%以上の削減を達成すること。		るもの)については、研究の重点化に伴い、業務 の効率化、コストの削減に努め平成22年度実績に	
(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況 の点検・見直しについて」(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)に基づく取組を着実に実施すること。 なお、研究事業に係る調達については、透明 性が高く効果的な契約の在り方を追求すること。	適正化を推進する。 ア 契約は、原則として一般競争入札等による こととする。 イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を 着実に実施し、その取組状況を公表する。 ウ 一般競争入札等により契約を行う場合であ っても、特に企画競争や公募を行う場合には 、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。 エ 会計監事による定期的な監査により、入札 ・契約の適正な実施について点検を受ける。	・契約については、以下の取り組みによりその適正 化を推進する ア 原則一般競争入札を行い、随意契約を行う場合 は真にやむを得ない場合とする。 イ 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実 に実施し、その取組状況を公表する。 ウ 一般競争入札により契約を行う場合であって も、競争性、透明性が十分確保される方法により 実施する。 エ 会計監事による定期的な監査により、入札・契 約の適正な実施について点検を受ける。 オ 契約監視委員会において、契約方式の妥当性及 び競争性確保のための改善方策の妥当性等を事前	

中期目標中期計画	■ 23 年 度 計 画	23年度業務実績
及び競争性確保のための改善方 事前審査する。	7年の妥当性等を 審査する。	
THE ET VO	自己評定	平価項目〇 評 定
==		-±-\
評価の視点等(現行)	評価の視点等(秦)
[数値目標] ○ 一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する ○ 人件費については、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する ○ 業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する [評価の視点] ○ 人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。 ○ 経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。 [通知別添] ○ 給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか)。 ○ 総人件費改革は進んでいるか。 ○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 [政・独委評価の視点等] 3 人件費管理 (1) 給与水準 国家公務員と比べて給与水準が高い場合、 ○ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ○ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 ○ 国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。 国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。 (2) 総人件費 ○ 総人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利	「数値目標	D削減を達成する を基準として5%以 変24年度以降の総人 え、厳しく見直すと 上削減し、中期目標 削減を達成する ことのような状況か。 削減のために取り にいるか。 国家公務員指数100 役定しているか)。 漂水準を含む)につ なっているか。 合与水準となってい 数に応じ取組が順調 去人の取組を促すと ・業務運営の効率性

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	23年度業務実績
第4 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容 の改善に関する事項は、次のとおりとする。	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置 (1) 運営費交付金以外の競争的研究資金については、中期目標期間中、研究資金の50%以上を目標に積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置 1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置 (1) 外部研究資金の獲得 (1) 外部研究資金の獲得 (1) 外部研究資金の獲得 (1) 学技術最少でのでは、文部等の機関が実施を対験をであるがでは、文部でののでは、でのでは、でのでのでは、でのでのでのでは、でのでのでは、でのでのででは、でのでのでででででででで	
(2)各種研究から生じる知的財産(特許権等)の有効活用及び研究成果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。	権等)の有効活用並びに研究成果、さらには国民健康・栄養調査結果等の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図る。また、「独立行政法人国立健康・栄	確保 ①知的財産については、その出願や維持に係る費用を勘案しながら、実施につながる可能性の高いものについて必要な維持を行い自己収入につなげる努力を行う。 ②研究成果及び国民健康・栄養調査結果および食事摂取基準等の社会還元を目的に	

中期目標	山 期 計 面	23年度計画	23年度業務室績
			- とこれ とう 一段 未份 天限 - こっこう こうしゅう

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	2 3 年度業務実績
2. 経費の抑制に関する事項	2. 経費の抑制に関する事項を達成するための 措置	2. 経費の抑制に関する事項を達成するための 措置	
(1)各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。		(1) 効率的な資金の運用・管理 ・「無駄削減取組目標」うち、特に無駄削減に 向けた職員の意識改革、行政コストの節減・ 効率化に掲げる事項に係る取り組みを積極的 に実施し、予算執行状況の把握とともに、こ れら取り組み状況について、運営会議で評価 を行う。	
(2)研究業務の集約化、アウトソーシング等 により人的資源の有効活用並びに経費の節 減を図るとともに、業務運営に係る経常的 経費の削減を図ること。		(2) 研究業務の集約化 ・各研究部にまたがる研究の実施や、施設整備、スペース等の共同利用により、人的資源、コスト削減につなげる。 ・データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながるものについてはアウトソーシングを推進する。また契約にあたっては原則一般競争入札を行う。	
	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支 計画及び資金計画	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支 計画及び資金計画	
	1. 予算 別紙1のとおり 2. 収支計画 別紙2のとおり 3. 資金計画 別紙3のとおり	1. 予算 別紙2のとおり 2. 収支計画 別紙3のとおり 3. 資金計画 別紙4のとおり	
	第5 短期借入金の限度額 1. 限度額 1. 限度額 100,000,000円 2. 想定される理由 ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給 ウ その他不測の事態により生じた資金の不足		
	第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供すると きは、その計画		
	該当なし。 第7 剰余金の使途 ア 研究環境の整備に係る経費 イ 職員の資質向上に係る経費 ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費等		

中期目標中期計画	2 3 年 度 計 画	2 3 年度業務実績
	自己評定 評価項目〇	評 定
評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
[数値目標] -	[数値目標] 一	
 【評価の視点】 ○ コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。 ○ 人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。 ○ 計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。 ○ 運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。 [通知別添] ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 [政・独委評価の視点等] 1 財務状況 (1) 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。(具体的取組) 1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 (3) 運営費交付金債務 ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。 ○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行っているか。 ④ 契約に係る規程類、体制 ○ 契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。 ○ 契約事務手続に係る財程類は、適切に整備・運用されているか。 (2) 随意契約見直し計画等 ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。 (3) 個々の契約 ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 	 [評価の視点] ○ コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。 ○ 人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。 ○ 計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。 ○ 運営費交付金金全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。 [通知別添] ○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 [政・独委評価の視点等] 1 財務状況 (1) 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。(具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。 (3) 運営費交付金債務 ○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金債務 ○ 当該年度に交付された運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行っているか。 ○ 契約 (1) 契約に係る規程類、体制 ○ 契約事務手続に係る規程類、協切に整備・運用されているか。 ○ 契約事務手続に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。 (2) 随意契約見直し計画等 ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。 (2) 随意契約見直し計画等 ○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。 (3) 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 ○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 	

中期目標	中期計画	2 3 年 度 計 画	2 3 年度業務実績
第5 その他の業務運営に関する重要事項	第8 その他の業務運営に関する重要事項 を達成するための措置	第5 その他の業務運営に関する重要事項 を達成するための措置	
通則法第29条第2項第5号のその他の 業務運営に関する重要事項は、次のとおり とする。			
(1)セキュリティの確保 「第2次情報セキュリティ基本計画」等 の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュ リティ対策を推進すること。	(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティ の確保に努める。	(1)セキュリティの確保 ・「第2次情報セキュリティ基本計画」等 の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進し、セキュリティの 確保に努める。	
	(2)施設及び設備に関する計画 該当なし。		
	(3)積立金処分に関する事項 該当なし。		

	自己評定	評価項目〇
評価の視点等(現行)	評価の視点等	至 (案)
[数値目標]○ 年に2回以上のセキュリティチェックが行われているか。	[数値目標] ○ 年に2回以上のセキュリティチェックが行れ	っれているか。
[評価の視点]○ 情報システム関係のセキュリティは確保されているか。○ 職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。	[評価の視点]○ 情報システム関係のセキュリティは確保され○ 職員に対するセキュリティ意識の向上に向けいるか。	